

第15回 IECEE CMCロンドン会議報告会

1. IECEE CB制度の基本
2. CMCロンドン会議の概要と共通決定事項
3. 傘下委員会・WGの活動概要
4. 質疑応答

2012年 8月31日

JEITA適合性評価システム委員会

IECEE国内審議委員会

1. **IECEE CB制度の基本**
2. CMCロンドン会議の概要と共通決定事項
3. 傘下委員会・WGの活動概要
4. 質疑応答

IECEE CB制度について

◆ IECEEとは？

- ・IEC電気機器・部品適合性試験認証制度の略称(通称**CB制度**と呼ばれる)
- ・IEC規格に基づく1回の適合証明試験結果を加盟53カ国(MB*)の72認証機関(NCB*)で、重複試験無しに受入れることを目的とした**データの相互活用制度**
- ・制度はIECEE01(基本ルール)、IECEE02(手順ルール)及びIECEE03(CB-FCS)に基づき運営され、これらは年1回開催されるCMC*会議にて承認のうえ改正される
- ・IECEEスローガン:

“One standard, one test performed anywhere, accepted everywhere !”

◆ IECEEの国際法上の位置づけは？

WTO-TBT協定により;

- **強制・任意分野に関わらず、国際規格・制度を適合性評価手続きの基礎とする**
- **上記手続きによって得られた評価結果は加盟国間で相互に認め合う**

旨の規定があり、CB制度はこれを満足するメカニズムとして認知されている

◆ 本制度における日本のプレゼンスは？

- ・日本は1981年にJISC(日本工業標準調査会)がMBとして加盟し、現在はJET、JQA、TUV-RhJ、UL Japanの4NCBが参加
- ・日本はIECEE国内審議委員会(事務局:JEITA)が受け皿となり、日本の対処方針を決定のうえCMC会議に参画し意見反映

IECEEに参加するメンバーボディ53カ国

-  ARGENTINA
-  AUSTRALIA
-  AUSTRIA
-  BAHRAIN
-  BELARUS
-  BELGIUM
-  BRAZIL !!
-  BULGARIA
-  CANADA
-  CHINA
-  COLOMBIA
-  CROATIA
-  CZECH REPUBLIC

-  DENMARK
-  FINLAND
-  FRANCE
-  GERMANY
-  GREECE
-  HUNGARY
-  INDIA
-  INDONESIA
-  IRELAND
-  ISRAEL
-  ITALY
-  JAPAN
-  KENYA

-  KOREA, REPUBLIC OF
-  LIBYAN ARAB JAMAHIRIYA
-  MALAYSIA
-  MEXICO
-  NETHERLANDS
-  NEW ZEALAND
-  NORWAY
-  PAKISTAN
-  POLAND
-  PORTUGAL
-  ROMANIA
-  RUSSIAN FEDERATION
-  SAUDI ARABIA

-  SERBIA
-  SINGAPORE
-  SLOVAKIA
-  SLOVENIA
-  SOUTH AFRICA
-  SPAIN
-  SWEDEN
-  SWITZERLAND
-  THAILAND
-  TURKEY
-  UKRAINE
-  UNITED ARAB EMIRATES
-  UNITED KINGDOM
-  USA

Note: Brazilian membership is temporary suspended

IECEE CB制度の適用カテゴリー

Code	Scope		Code	Scope	
BATT	Batteries		MISC	Miscellaneous	
CABL	Cables & Cords		OFF	IT & Office equipment	
CAP	Capacitors as components		POW	Low voltage, high power switching equipment	
CONT	Switches for appliance & Automatic Controls		PROT	Installation protective equipment	
EMC	Electromagnetic Compatibility		PV	Photovoltaics	
HOUS	Household & similar appliances		SAFE	Safety transformers & similar equipment	
INST	Installation accessories & connecting device		TOOL	Portable tools	
LITE	Luminaries		TOYS	Electronic toys	
MEAS	Measuring instruments		TRON	Entertainment electronics	
MED	Electrical equipment for medical use		HSTS	Hazardous Substances Testing Service	

CMC傘下の審議体制

IECEE CMC Certification Management Committee

Chair: G. Fredriksson/SE

Vice Chair: J. Xie/CN

Secretariat: P. de Ruvo

PSF: Policy & Strategy Forum

BoA: Board of Appeals

ACAG: Assessment & Cert. Advisory Group

CTL: Committee of Testing Laboratories

PAC: Peer Assessment Committee

CFS: Committee of Factory Surveillance

WG2: Business Development

WG12: Acceptance & Use of IEC Standards

WG3: Manufacturers Test Laboratories (MTLs)

WG13: FCS Operations

WG5: Component Recognition

WG20: Hazardous Substances

WG8: Acceptance of CB/CB-FCS Certificates

WG23: Counterfeit

WG9: Test Report Form (TRF)

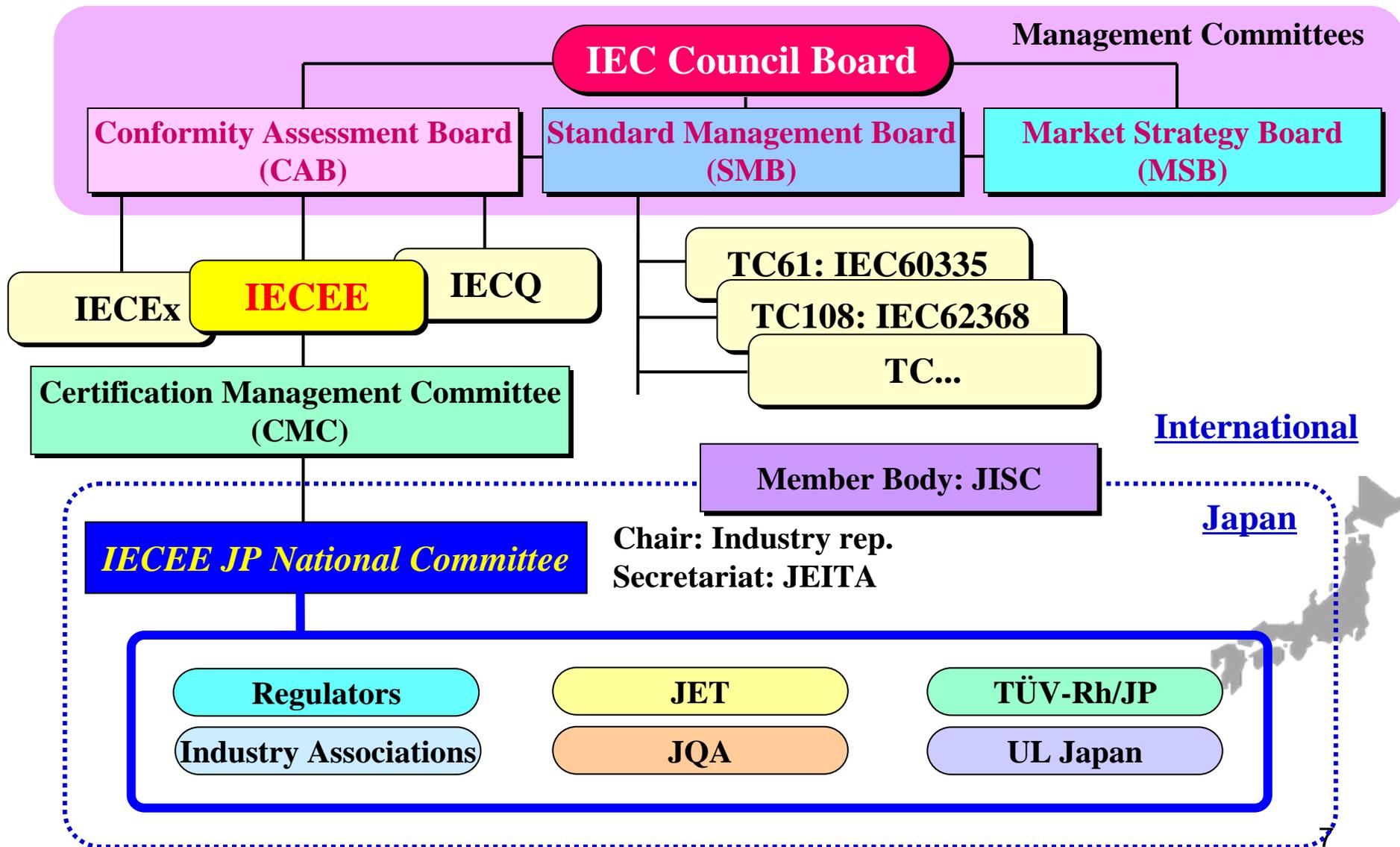
WG24: Infringement of Rules

WG10: Maintenance of the IECEE Rules & OD

WG25: Marketing

JPNCはCMC傘下委員会・WGに積極的に参加して意見を反映

国内審議体制とIECとの関わり



まとめ: IECEE CB制度活用の価値

■ 各国安全規制への適合

- ・強制・非強制に関わらず安全規制を実施するIEC加盟国・地域の適合証明書を重複試験なしに取得することができる
- ・一部のIEC非加盟国でもCB証明書を適合証明として直接受入れる

■ 製品認証活動の効率化・迅速化

試験・認証機関の自由選択が可能のため、設計現場に近い機関選択によりコスト削減、時間短縮となり、交信上の言語問題も回避できる

■ SDoCの効果的リスク管理

SDoC発行に不可欠な適合性評価活動を、国際的に認知された第三者認証によりサポートできる

■ 事業場内部の効果的検証手段

経験と実績ある第三者認証機関の適合性評価手法をCBレポートから習得することができ、内部検証基準に反映させることができる

1. IECEE CB制度の基本
2. CMCロンドン会議の概要と共通関心事項
3. 傘下委員会・WGの活動概要
4. 質疑応答

第15回IECEE CMCロンドン会議

【場所】 イギリス ロンドン郊外Radisson Edwardian Heathrow Hotel

【日程】

6月25日(月): Chairman's Advisory Group

6月26日(火): [AM] Policy & Strategy Forum
[PM] UKNC Workshop

6月27日(水): **CMC会議 第1日**

6月28日(木): **CMC会議 第2日**

6月29日(金): WG2(新規事業開発)

【参加】 41ヶ国127名(日本から8名参加)

うち特別参加: Dr. H. Fujisawa, IEC VP & CAB Chairman
Mr. F. Vreeswijk, IEC Deputy General Secretary
Mr. G. Barta, IEC CAB Secretary、他



CMC会議風景と日本からの参加者



IECEEメンバーシップ

◆ブラジルがメンバーシップ一時停止

- ・国内法令の制約により、海外NCBから発行されたCBTC/CBTRに基づくブラジル国内認証が取得できず、ILAC/IAF認定ラボの結果のみを有効とする問題が表面化
 - ・IECEEが指定する今年4月の期限までにINMETRO/COBEIからは是正措置がなく、メンバーシップの一時停止をブラジルに通告
- ⇒「上記法的制約は電気・電子分野は含まれない」旨、INMETRO/COBEIが当局と交渉中であり、CABオスロ会議にて交渉の進捗を報告予定

◆ベトナムがIECEE加盟の最終段階へ

- ・ベトナムMBとしてSTAMEQを登録申請(2012年後半)
- ・受入れNCBとしてQUACERTの査察のうえ登録申請(2013年)
- ・QUACERTの元に、複数のCBTL(メーカーラボを含む)の査察のうえ、登録申請(2014年)

CMC議長・副議長の交代

◆ 議長の交代

Mr. G. Fredriksson/SE (Intertek SEMKO) が9年間務めた議長を退任し、2013年から新たにMr. R. Collis/AU (Rockwell Automation) が就任予定 (任期は一期3年)



◆ 副議長の交代

Mr. J. Xie/CN (CNCA) が6年の副議長の任期を終え、2013年から新たにMr. S. Kondo/JP (JQA) が就任予定 (任期は一期3年)

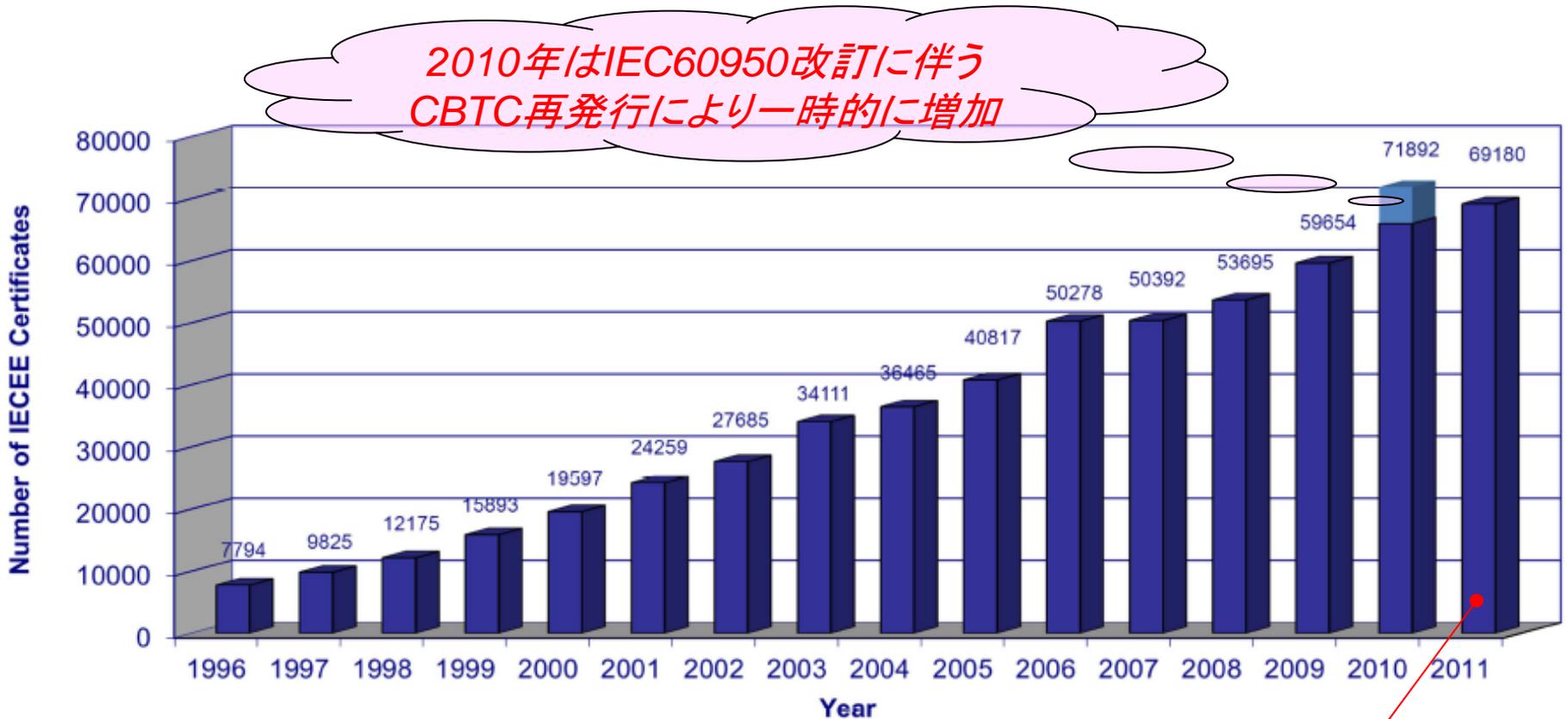
⇒10月のIEC CABオスロ会議にて正式承認予定

◆ 議長・副議長ポジションのルール化

議長・副議長のポジションを、NCB代表と産業界代表のローテーションで任期ごとに交代することをIECEE運営規則で明確化

2011年統計: CBTCの総発行件数

Number of IECEE Certificates Issued from 1996 to 2011



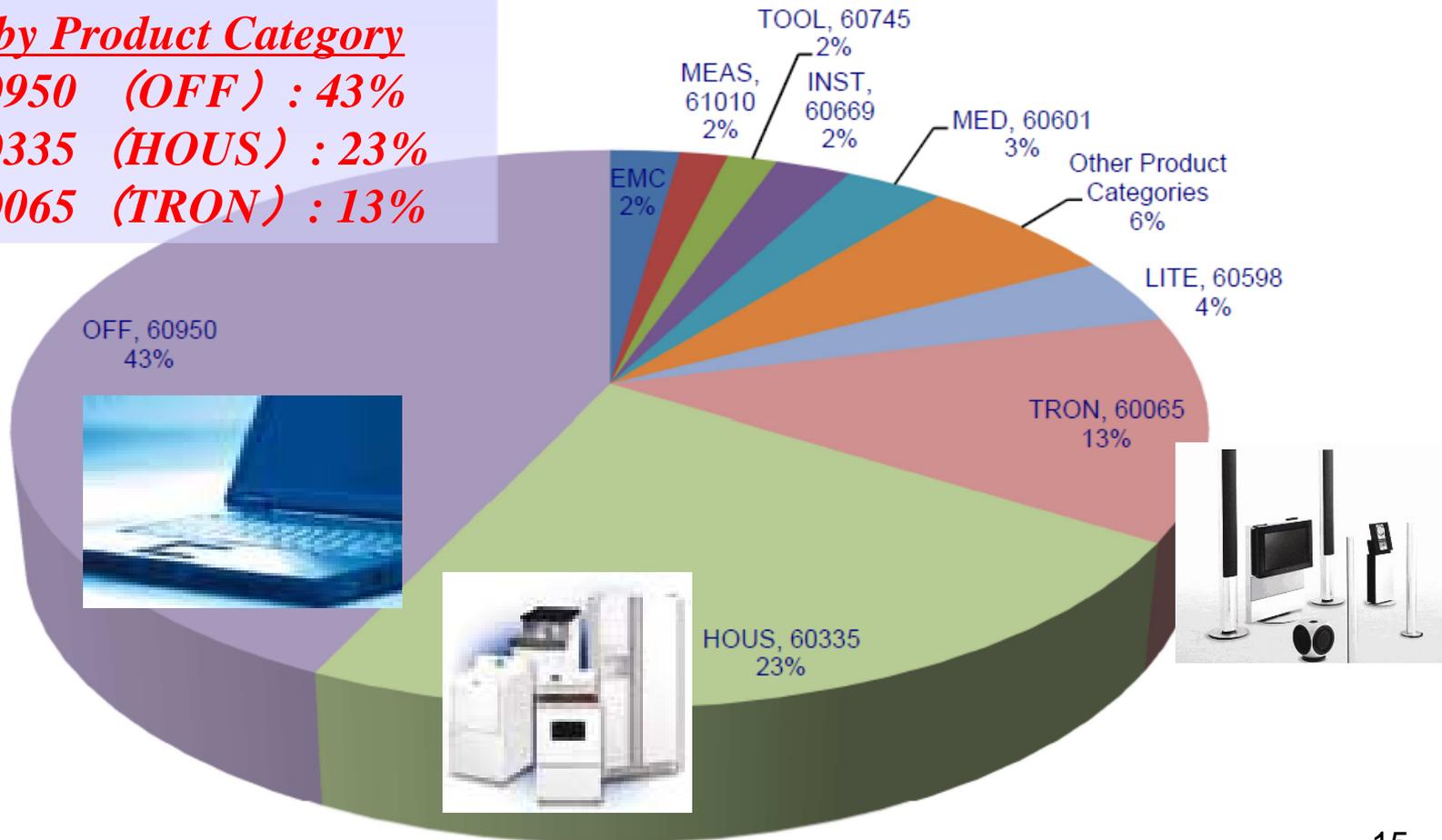
2011年は69,180 件発行

2011年統計: カテゴリー別CBTC発行比率

Top 10 Product Categories in the last 3 years
(2009, 2010 and 2011)

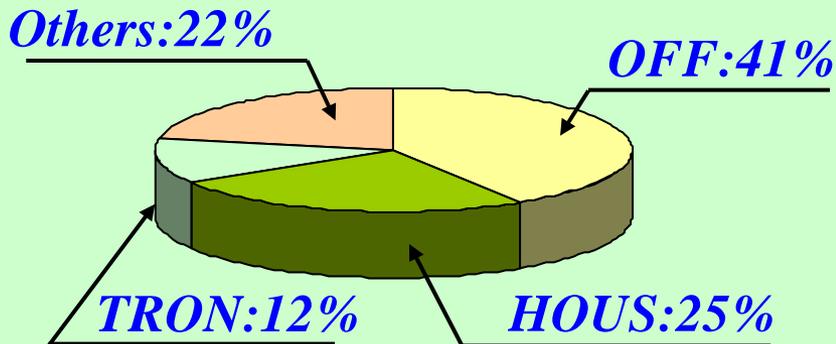
Top 3 by Product Category

- 1) 60950 (OFF) : 43%
- 2) 60335 (HOUS) : 23%
- 3) 60065 (TRON) : 13%

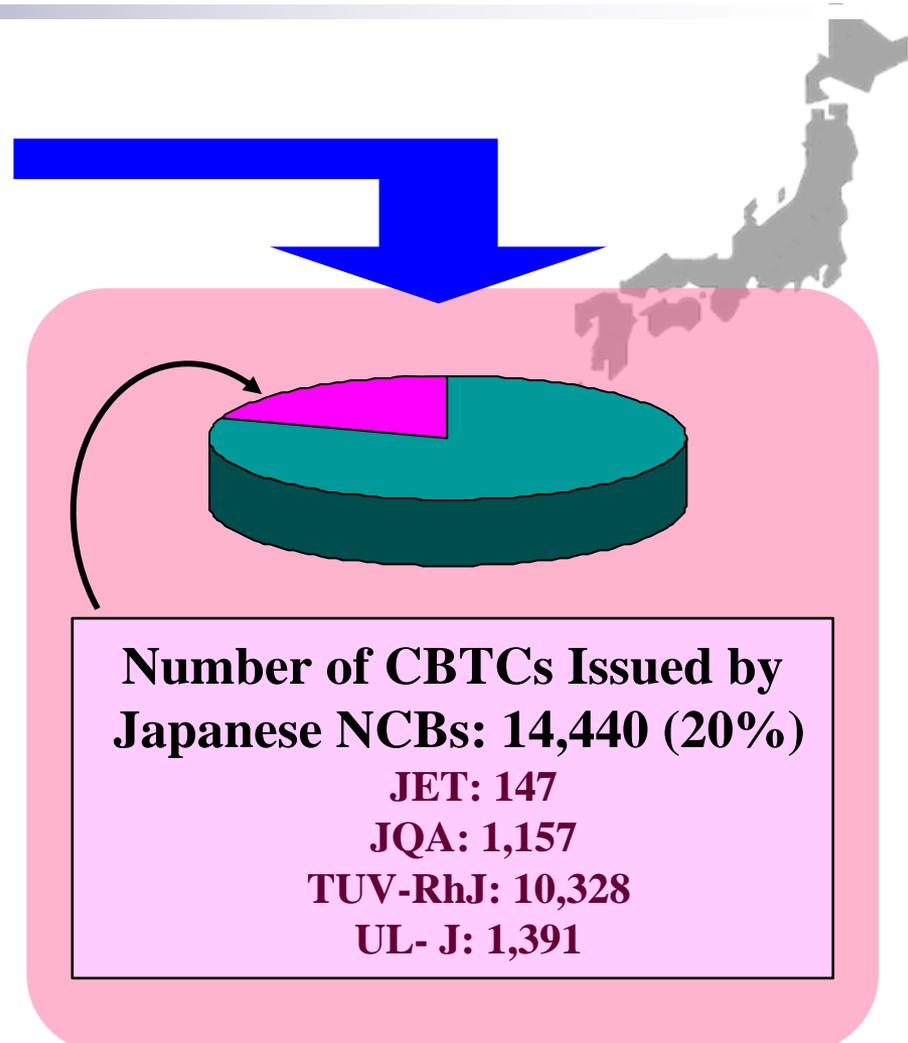


2011年統計：日本の4NCBのCBTC発行件数

**Total Number of CBTC Issuance
in 2011: 69,180**



**OFF + TRON + HOUS
54,109件 (78%)**



**Number of CBTCs Issued by
Japanese NCBs: 14,440 (20%)**

**JET: 147
JQA: 1,157
TUV-RhJ: 10,328
UL- J: 1,391**

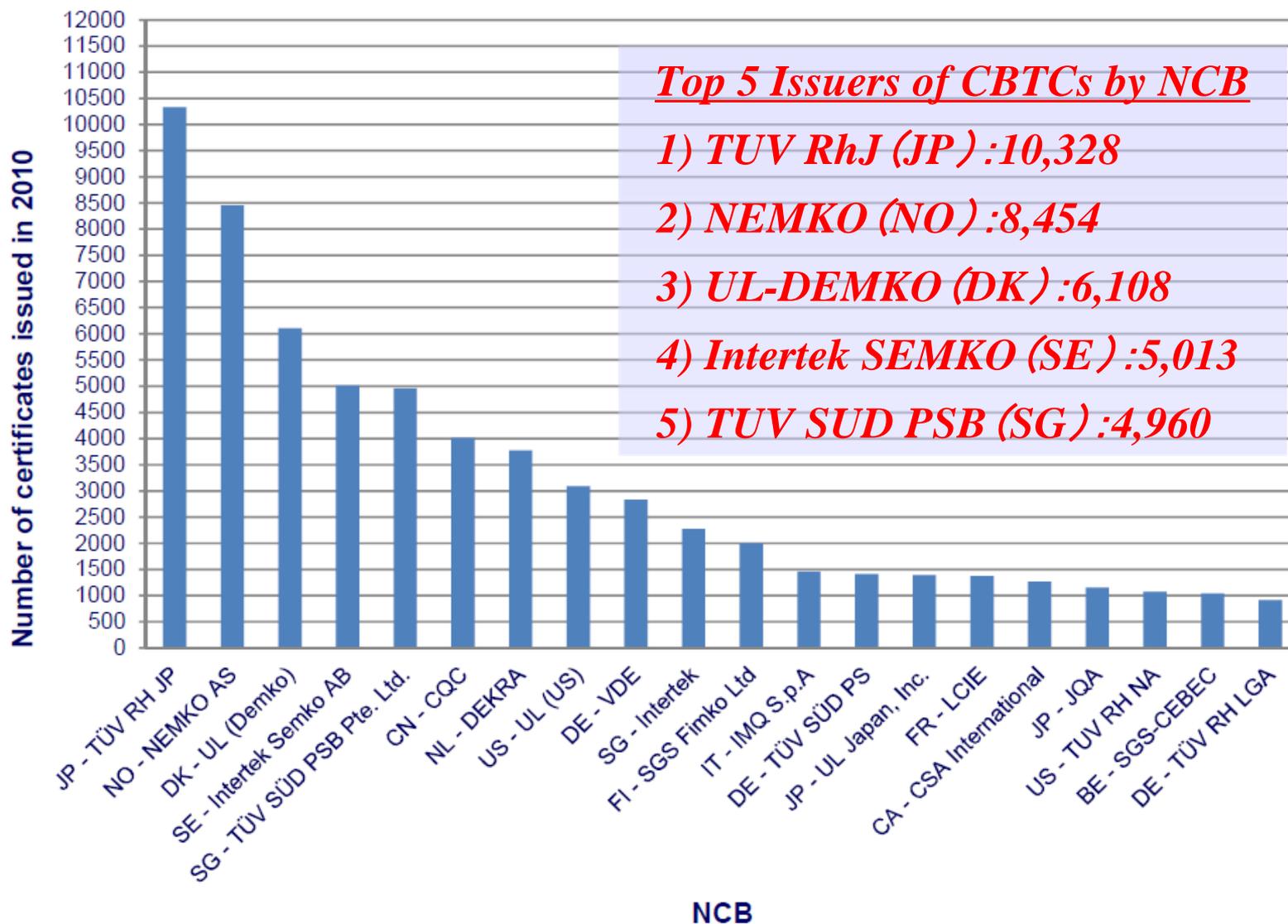
Note: Top 3 of CBTC Issuers

- ① TUV-RhJ: 10,328
- ② NEMKO: 8,454
- ③ UL-DEMKO: 6,108



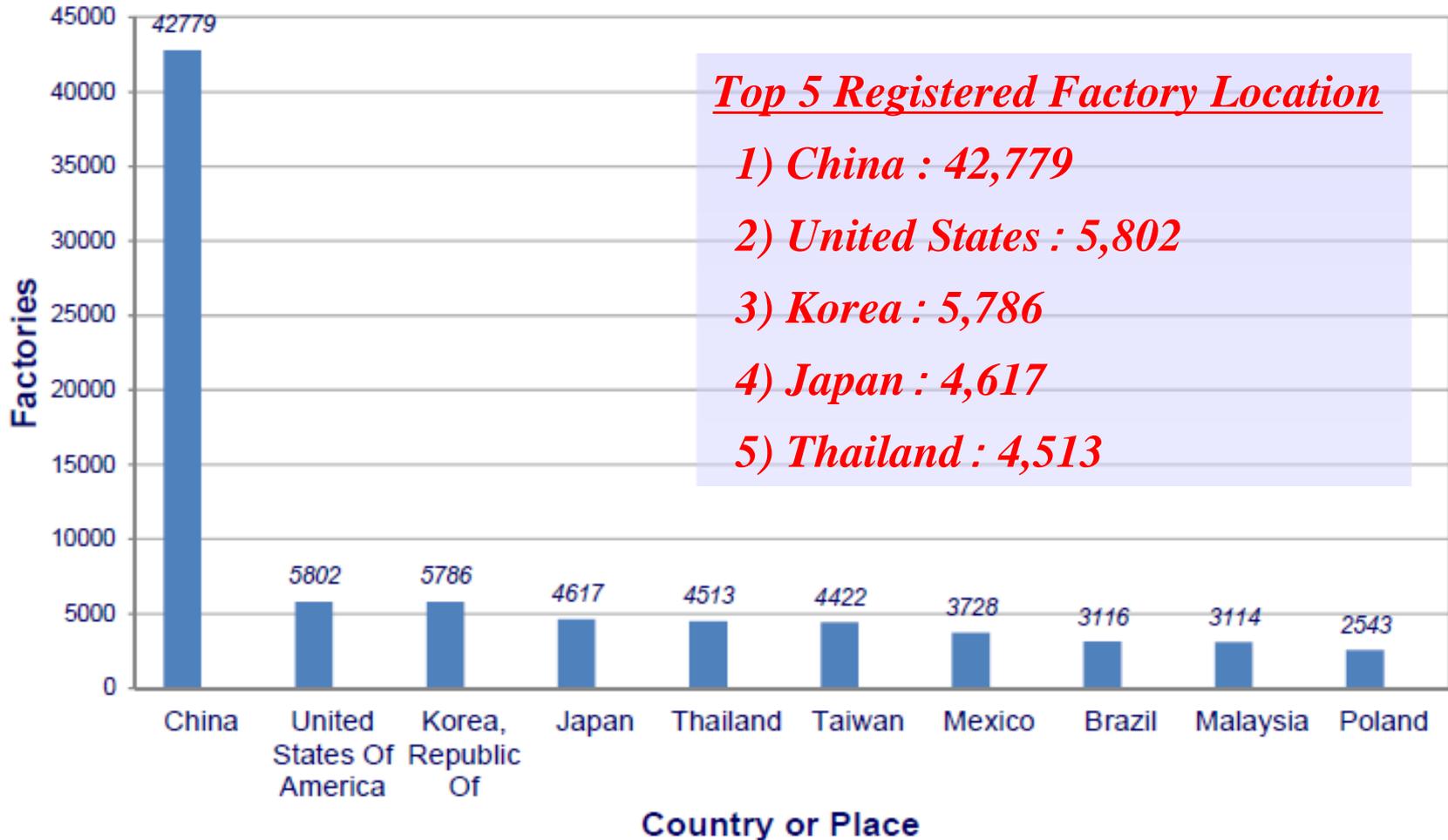
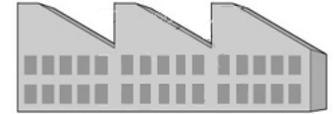
2011年統計：NCB別CBTC発行件数

NCBs Top 20 Issuers in 2011



2011年統計：登録工場所在国

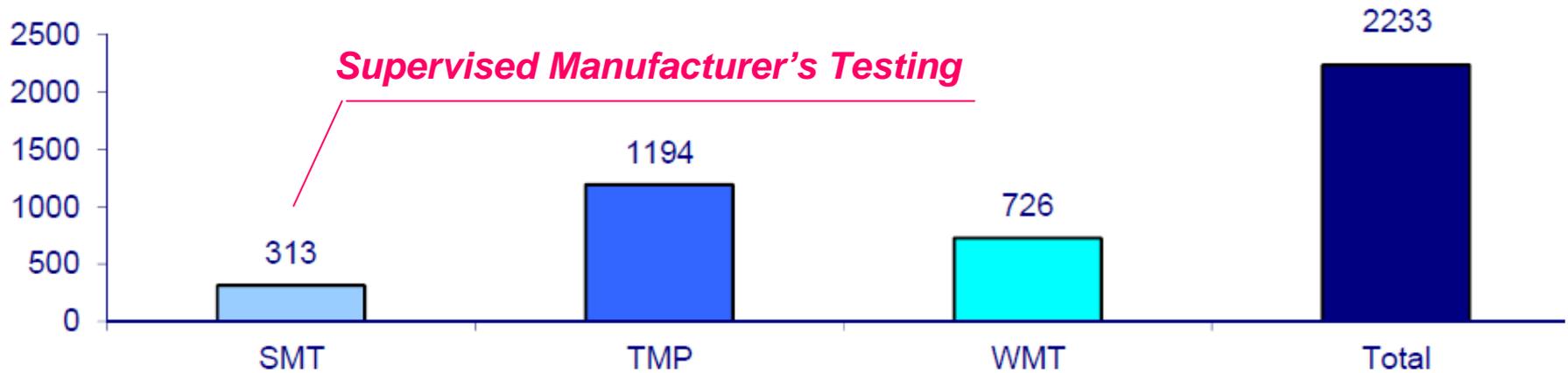
TOP 10 FACTORY LOCATIONS IN 2011



2011年統計:登録MTL*件数

*MTL: Manufacturer's Testing Laboratory

IECEE Registered MTLs 2011



Testing at Manufacturer's Premises

Witnessed Manufacturer's Testing

IECEEに関するCAB決定事項報告(1/2)

◆IECEE Energy Efficiency Program

- ・省エネ認証に関わる産業化ニーズに応えるためWG2にて検討していたプログラムが昨年CMCにて決議の後、CABにて最終承認を得た
- ・既存のカテゴリーでIEC省エネ・性能規格の存在する製品に対し、オプションとしてSTR(試験結果報告書)をCBTCとともに発行するサービス

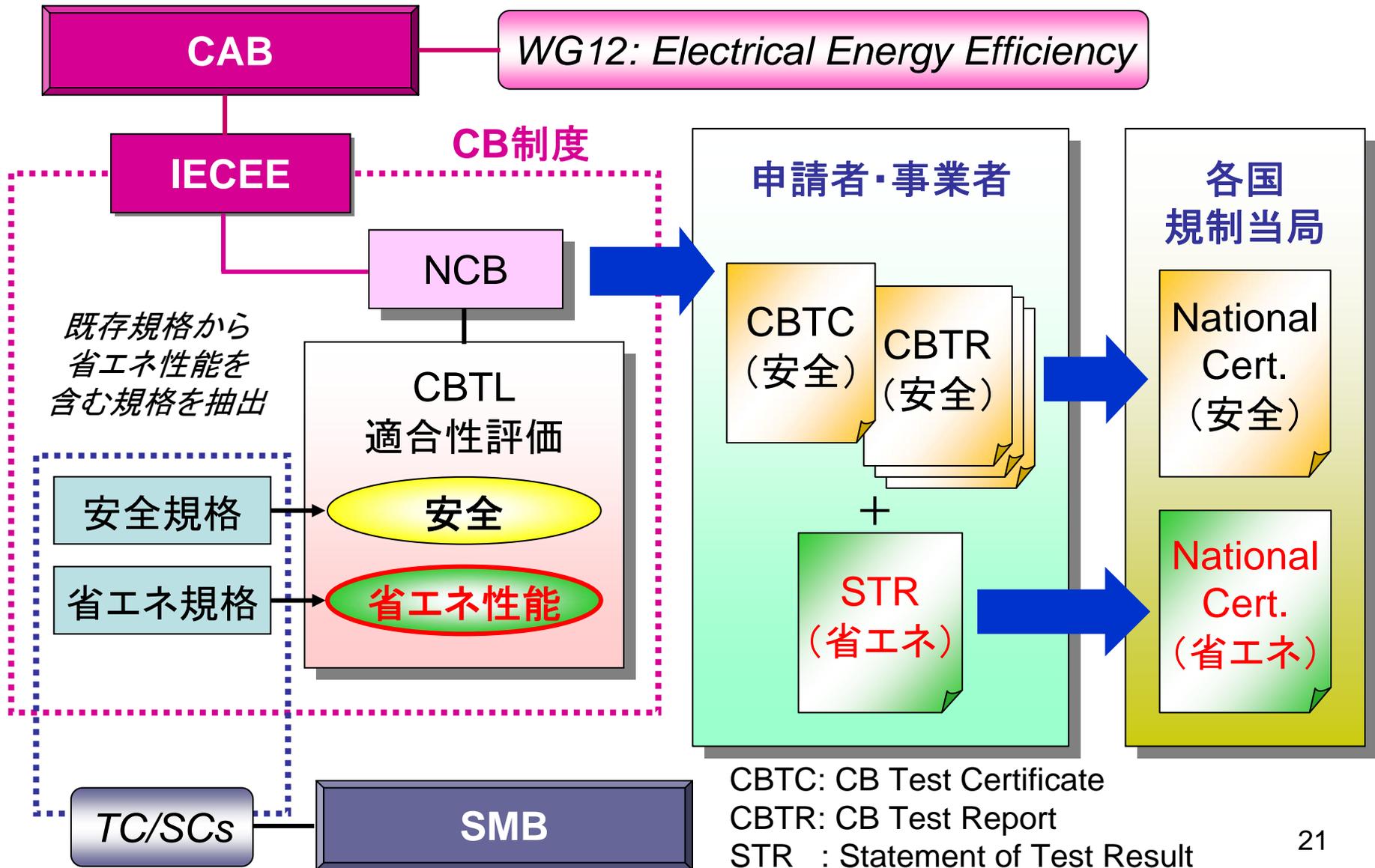
◆ディスチャージランプ規格IEC62035の扱い

- ・標記規格中に「製造工程試験」要求が含まれているため、IECEEルール上、型式試験に基づくCB証明書が発行できないという問題
- ・CABとSMB間で調整の結果、規格の是正までの間は「第三者機関による製造工程試験の検証は含まない」旨の声明をCB証明書中に入れるという妥協策で合意。

◆中国のEMC CBLレポート受入れ拒否問題

- ・国内法上の制約から海外のEMCLレポートが受入れられない問題に関し、CABにて検討のうえ昨年のIECメルボルン大会にて評議会に答申
- ・IECEEが中国メンバーボディ(CNCA)との交渉を継続することで合意

省エネ分野のSTR発行サービス



IECEEに関するCAB決定事項報告(2/2)

◆ Global Energy Efficiency Labeling Program

- ・CAB WG12で検討中の省エネラベルのIEC標準化の審議状況報告
- ・既存の省エネラベリング制度をベースに、国内プログラムを持たない発展途上国にフォーカスした共通の技術基盤のフレームワークを検討中

◆ System Level Conformity Assessment (SLCA)

- ・CAB WG16で検討中のSLCAフレームワーク開発の審議状況報告
- ・CAB傘下のWG15(海洋発電)やWT CAC(風力発電)の適合性評価制度を事例とし、システムレベルにおけるIECEEの関与のあり方を検討中

◆ CIS関税同盟におけるCB証明書の受入れ促進

- ・ロシア、ベラルーシ、カザフ三国関税同盟規則のもとで、CB証明書が受入れられない懸念を昨年のCABメルボルン会議にて公式表明
- ・IEC加盟準備国のカザフのみならず、ロシア国内でも問題が表面化

<CMC会議終了後の非公式会議にて>

- ・ベラルーシBELLS提案により、CAB議長、IECEE事務局長等有識者が9月にモスクワの関税同盟委員会を訪問して交渉に当たることで合意

その他の共通関心事項(1/2)

◆二次電池規格IEC62133のCB制度上の取扱い

- ・TC108関連機器に使用される二次電池につき、規格の棲み分けの問題により現在はIEC62133の適用を除外
- ・IEC62133第2版の発行(2012年末予定)に伴い、これを含むTC108関連規格改正(2013年前半予定)の後に、これに従いCB証明書を発行する
- ・電動工具等、TC108以外のカテゴリー製品は現行IEC62133を適用

◆CB制度における新カテゴリー”ELVH”の追加

- ・EV用充電器を対象としたIEC61851シリーズ規格等に適用される新たなカテゴリー”ELVH”が今年のCABオスロ会議にて承認後、サービスを開始

◆省エネモーターラベリングプログラムの検討開始

- ・アメリカNEMAからのアプローチによりIECCEEと協働でモータの省エネ性能を示すラベリングプログラムの検討を開始

◆ITU適合性評価に関わるIECCEEとの連携

- ・ITUからの申し出により、IECCEEプラットフォーム(CBTL能力要件等)の活用の可能性につき検討を開始

その他の共通関心事項(2/2)

◆IEC加盟準備国へのIECEE参加促進

- ・IEC Affiliate Country Programに参加する発展途上国にCMC会議へのオブザーバ出席や、IECEE規則等の文書へのアクセスを可能にする提案
- ・これにより対象国の国内制度構築を加速させてIECEE加盟を促進し、同時に製品輸出に必要な国内制度情報の共有化が促進されることを期待

◆国際・地域機関との連携

- ・国際機関：ITU、WTO、UNECE、UNIDO、OIML
- ・地域機関：APEC、ASEAN、COPANT、他

◆将来のCMC会議予定

- ・2013年6月19-20日@カナダVancouver(CANC/USNC共催)
- ・2014年6月@オーストラリア

Coffee Break !



1. IECEE CB制度の基本
2. CMCロンドン会議の概要と共通決定事項
3. 傘下委員会・WGの活動概要
4. 質疑応答

方針・戦略フォーラム (PSF)

1. 発足の背景

CB制度のメインユーザーである産業界の意見をより積極的にCMC会議に反映させるため、主要なMBからNCB+産業界のペアで有識者を募って発足。CMCアジェンダの重要事項をCMC会議に先立って審議のうえ、一定の方向づけを行う。

2. メンバー (NCB+産業界)

SE (CMC議長が兼務)、CA、CN、DE、DK、FI、FR、GB、IL、IT、JP、NL、US

3. これまでの取組み

毎年のCMC会議における懸案事項を事務局長とCMC議長が選別のうえ、CMC会議の前日に開催。アウトプットは本会議にて都度報告を行い、円滑な会議運営に寄与。従い定常的なテーマはなく、毎年テーマが異なる。

4. 継続中または今後の取組み

WG2 (新規事業開発) やCAG (議長諮問グループ) との棲み分けを明確にし、PSF本来の中長期的な方針戦略に関わる審議体制を強化するため、新たにTFを発足して活動方針やCMC報告のメカニズムを再検討する。

相互査察委員会(PAC) (1/2)

1. 発足の背景

CB制度の基本的な仕組である相互監査に関する諸問題の検討のための委員会。

2. メンバー

NCBまたはCBTLに勤務しているIECEE主任審査員で、CB制度の各国加盟機関(メンバーボディー)からの指名に基づきCMCが任命した者。〔定員は11名。任期は3年で、再選は無条件で可。3期目以降は「他に指名された者がいなければ」継続可。1回の改選者数は3名以下でなければならないとされている。〕

3. これまでのアウトプット

毎年、「CB制度下で行なわれる全ての査察(初回/定期/追加/移転/範囲拡大)の対象NCB/CBTL」及び「年間の定期査察計画」についてCMCに諮ると共に、行なわれた査察活動についての統計情報をCMCに報告している。また、関連する諸問題について、「PAC推奨事項」を提示している。

4. 継続中または今後の取組み

ILAC及びIAFと協力した、新しい統合査察の検討を進めている。

相互査察委員会(PAC) (2/2)

今回のCMCに示された主なPAC推奨事項:

- 「音響雑音レベル」のIEC規格を、HOUSカテゴリーの製品のためのE3プログラムの一部として扱う。
 - (MED[場合によってMEAS]カテゴリーで)試験の実行がCBTLにおいても、製造事業者においても不可能な場合には、他のCBTL又は外部の独立した試験所で立会試験が行なわれても良いこととする。この場合のそのような試験所はOD-2029の要求を満たすものとし、該当する場合には、新しい「顧客試験施設」プログラムとの関連を考慮する。
 - (OFF・TRONカテゴリーに限定して)試験報告書で部品の互換性を示す用語は、これまで議論されてきた"various"に代えて"interchangeable"とする。互換性そのものの判断についてはCTL ETF2による検討に委ねる。
 - 電気自動車カテゴリーへの、現地査察無しでの暫定範囲拡大の後での、最終範囲拡大のための現地査察の時期は「暫定拡大から1年後」または(それより早く行なわれる場合には)「次回の定期査察時」とする。
- (これについては、「もし、次回の定期査察が、暫定拡大の一ヶ月後だったりしたら？」と妥当性が疑問視され、検討が継続されることになった。) [他]

工場検査委員会(CFS) (1/2)

1. 発足の背景

IECEE-CBスキームの発展したサービスで、IECEE-FCS (IECEE Full Certification Scheme) を促進する委員会。メンバーの認証システム (ISO/IEC Guide 67 製品認証システム 5) に対応するために、CB証明書＋工場評価調査も含んだ形の証明書の発行を行い、統一した調査手法を展開し、署名NCB相互受入を促進する。

2. メンバー

TUV SUD, TUV R, VDE, IMQ, Nemko, SGS Fimko, DEKRA, UL, CSA, IRAM, CQC, JQA 等約20機関以上参加 (convener はIMQ Mr.Mario Niccolucci)

CB-FCS署名機関 NCB 33機関 (53機関中)

3. これまでのアウトプット

CFSで合意した、共通で整合した以下の様式が制定された。

OD-4001 Factory Surveillance Report 工場調査レポート: CIG023に類似

OD-G-4001 Guide for Factory Inspectors 調査員への指針

OD-4002 Product Identification Document (PID) 製品構造レポート

OD-4003 Guide to Certificate Holders and Manufactures 調査手引き書: CIG021に類似

OD-4004 Requirements for Factory Inspectors 調査員資格要件及び要員の要求¥¥

工場検査委員会 (CFS) (2/2)

OD-4005 General Principles and Process related to Acceptance of Factory Surveillance Bodies and Issuance and Acceptance of Factory Surveillance Reports

認証機関の受入方法、プロセス及び工場調査レポートの発行受入手順

OD-4006 Factory Surveillance Body Assessment Report Form

工場調査機関に対しての監査レポートフォーム

2011/11/24-25 Factory Inspector Training をIMQで実施。約110名参加

4. 継続中または今後の取組み

- 1) 発行した手順書の改定作業及び調査レポートの電子化管理
- 2) National Differences の集約及びガイドの発行
サンプリング、PVT等の扱い方法

試験所委員会(CTL) (1/2)

1. 発足の背景

CBスキームで使用することが決まった規格についての試験方法・試験設備に関する疑問点の処理や規格解釈・運用の均一化等を行なう。

2. メンバー

NCBの指名する専門家(主にCBTLの代表)

3. これまでのアウトプット

- 1) CTL報告(CBスキーム運用に関する技術的な問題点をCMCに報告する。
「CTL推奨事項」を含む。)
- 2) CTL決定書・CTL試験設備リスト
- 3) CTL作業手順書
- 4) 技能試験の管轄

4. 継続中または今後の取組み

上記のアウトプットは全て継続的に行なわれている。

試験所委員会(CTL) (2/2)

CTLから今回のCMC会議に提示して承認を要請した文書数:

決定書172, 試験設備リスト23, 作業手順書11

また、一部の規格がスクラブテスト用に指定している「脂肪族溶剤ヘキサン」を「n-hexaneとして最低85%の試薬グレードのヘキサン」で代用することを認める提案を行った。(CMCで承認され、CABに回付される。)

「CBテストレポートで、部品に対して、互換可能との意味で“various”と表記すること」についての諮問に対しては、「原則として“various”と表記されるべきではない。表記する場合でもOFF・TRONカテゴリーに限定するべき。また、製造業者は、部品を変える場合にはそのことを認証機関に伝え、その変更について然るべき決定がなされるようにしなければならない。」と答申した。

2012年の技能試験はGlow Wire Test, Ball Pressure Test, Tracking Test, Voltage Discharge Test 及びTemperature Rise Test とすることが承認された。

また2013年にVoltage Discharge Test及びTouch Current Test を、2014年にLasers/LED及びWorking Voltages Test を追加することが承認された。

WG2: 新規事業開発 (1/2)

1. 発足の背景

電気分野(例: EMC等)およびその他の産業界が関心ある分野を中心に市場ニーズのさらなる調査を行い、IECEEにとって関心となり得るあらゆる可能な事業開発を分析し、調査する

2. メンバー

IECEE (主査: 事務局長)、AU (産業界)、CAx2、DEx2 (MB 1、NCB1)、HU、IL、IT (MB)、JPx3 (NCB 2、産業界1)、NO、SG、USx2 (NCB 1、産業界1)

3. これまでの取組み

CMC決議に基づき次の3つのサブワーキンググループを設置

- 1) スマートグリッド
- 2) 産業オートメーション
- 3) エネルギー効率

WG2: 新規事業開発 (2/2)

4. 継続中または今後の取組み

1) スマートグリッド

- IECスマートグリッド規格化ロードマップのさらなる評価を行い、枠組み規格について、「スマートホーム」、「スマートビル」および「スマートインダストリー(ファクトリー)」を視野に入れたIECEE適合性評価適用規格として、その妥当性を評価する
- ビジネス関連のソーシャルネットワーキングサイトLinkedInを利用して市場ニーズおよび妥当性を調査する

2) 産業オートメーション

- 新規製品カテゴリー「INDUSTRIAL AUTOMATION – INDAT」のための関連事業計画の草案を作成する

3) エネルギー効率

- 日本のトップランナー制度を対象に、IEC規格とトップランナー制度の各要求事項を比較し、試験手順およびパラメーターにおける共通性と差異を特定する
- さらに様々な国および地域の市場を調査し、エネルギー効率測定に関連する必要書類および試験報告書書式の利用可能性を調査する

2012年6月29日開催 WG2 より

1. IECEE E3 Global Motor Efficient Labeling Program

- タスクフォース 1 “Strategy” および タスクフォース 2 “Technology”
 - タスクフォースのメンバーとなるべき専門家指名を要請
 - メンバーは、各タスクフォースごと12名以下とし、半数がNEMAおよびモーター業界から、残り半数がIEC-IECEEからとなることが理想
- 2012年10月11日、ワシントンDCにてNEMAとの会議

2. テレコミュニケーションのためのITU適合性プログラム

- ITU は、以下についてIECEEと連携する意図を表明
 - 適合性データベースの開発 (ITUマークの分析を含む)
 - 相互運用性

3. “Statement of Test Results“ vs. “Statement of Conformity“

- 産業界は Statement of Conformity に反対の立場
- 必要とされるのは、証明書等 (Certificates、Attestations、Conformities) の発行を可能にするIEC規格
- 方法論や手順は、市場および/または利害関係者にとっては魅力的ではない

WG3: 製造者試験所(MTL) (1/2)

1. 発足の背景

製造者による試験の結果がより多くのNCBに受け入れられるように制度を整えるために発足した。

2. メンバー

FR(主査:NCB)、US4(NCB2+産業界2)、DE2(NCB1+産業界1)、JP2(NCB2)、IT1(NCB)、CA1(NCB)

3. これまでのアウトプット

- 1) OD-2048 Ed.1.1 「『顧客試験施設』の第三者による活用」制度の基本規定
- 2) OD-2025 Ed.2.1 製造者試験所及び顧客試験施設の査察報告書の書式
- 3) OD-2032 Ed.1.2 SMTL査察手順
- 4) OD-2034 Ed.5.1 「現地の技術的代理人(LTR)」規定

WG3: 製造業者試験所(顧客試験施設)

4. 継続中または今後の取組み

- 1) 「顧客試験施設の第三者による活用」制度の利点を示す広報資料の開発
- 2) 「顧客試験施設の第三者による活用」プログラムのためのCB証明書の書式変更
- 3) 同プログラムを考慮したOD-2020(「試験報告書の書式」)の再検討
- 4) 「顧客試験施設の責任を持つNCBの監査のための指針書」の開発

<参考>MTL結果受入れの現状

製造者による試験の結果に基づくCB証明書を受け入れないNCBの数は「4」。

[TMP・WMT・SMTを受け入れない]	ブラジル 2NCB
[WMT・SMTを受け入れない]	ロシア GOST Re
[SMTを受け入れない]	中国 CQC

WG5: 部品の受入れ

1. 発足の背景

Issuing NCBによる評価済みの部品を、Recognizing NCBが追加試験無く受け入れることを促進するために、CB Scheme及びFCSでどのような活動をすべきかを検討する

2. メンバー

US(主査:NCB)、CA(3)、DE(2)、FR、IT、SE、US(2) すべてNCB

3. これまでの取組み

Component Acceptance Matrixの再確認及びRecognizing NCBの受け入れを促す取組みの検討

4. 継続中または今後の取組み

- 1) OD-2036 (Operation of Component Recognition Program – CRP)の改訂
- 2) FCSにおけるCRPの強制化
- 3) 各NCBへのComponent Acceptance Matrixの再確認要請
- 4) IECCE websiteで各NCBが公開している”Acceptance of Component in End Products”の様式の統一化

現状のComponent Matrixの例

Export component Fuse (AC), operator replaceable on 2012-07-12

NCB (1)	IEC Std (2)	National Std (3)	Level harmonization(4)	CB Cert & TR (5)	National License & TR (6)	National License w/o TR (7)	National Mark only (8)	Test Report only (9)	Follow Up Inspection (10)	Comment (11)
China Quality Certification Center (CQC)	IEC 60127	GB9364.1-1997	NSFH	Yes	-	-	-	Yes	-	
IMQ S.p.A.	IEC 60127	EN 60127-2	NSHD	-	-	Yes	-	-	-	
LCIE	IEC 60127	EN 60127	NSHD	Yes	-	Yes	-	-	-	
UkrTEST	IEC 60127	Д Т У IEC 60127-1-2001	NSFH	Yes	Yes	-	-	-	-	Selected choices are exclusive ("or" options)
UL (CA)	IEC 60127	UL 248 series CSA C22.2 No. 248 series CSA C22.2 No. 59 series	NSNH	-	-	Yes	Yes	-	-	
UL (Demko)	IEC 60127	DS/EN 60127	NSHD	-	-	Yes	-	-	On-going	N/A
UL (US)	IEC 60127	UL 198	NSNH	-	-	-	Yes	-	-	

NSFH = National Standard fully harmonized
 NSNH = National Standard not harmonized
 NSHD = National Standard harmonized with Differences

”Acceptance of Component in End Products”の場所



Worldwide System for Conformity Testing and Certification of Electrotechnical Equipment and Components (IECEE)

IEC
Webstore
Contact us
Sitemap
Privacy

About the IECEE
IECEE CB Scheme
Peer Assessment
Members Only

Search: [Go](#)

[Help](#) [Recent contact updates](#)

[Log-In](#)
[for Restricted Access](#)



[IECEE Members page](#) > **USA details**



MEMBER BODY US NATIONAL COMMITTEE OF THE IECEE [show details](#)

- NCB UL (US)** [hide details](#)

Certification Requirements Recognition Process Additional certification requirements for FCS Acceptance of components in end products Acceptance of EMC Test Results Scope	
Main Address:	333 Pfingsten Road IL 60062-2096 Northbrook USA
Tel:	+1 (847) 272-8800
Fax:	+1 (847) 313-3008
Contact:	Jola Wroblewska , Alternate: Steven T. Marqis
Web site:	www.ul.com
Accredited by:	
Acceptance:	1992



- CBTL UL San Jose** [show details](#)
- ACTL UL Brea** [show details](#)

WG8: CB/CB-FCS証明書の受入れ促進

1. 発足の背景

CBTC/CBTRの受入れ拒否や遅れに関わる諸問題を分析のうえ、最適な解決策や改善のメカニズムを検討し、NCBが受入れるべき基準を設定する

2. メンバー

AU(主査:産業界)、CA、CZ、DE、FR、GB、JP、SE、USx2(産業界+NCB)

3. これまでのアウトプット

- 1) IECEE BoAに寄せられる苦情を分析し、一部をIECEE規則文書改正に反映
- 2) 特にSMTに基づくCBTRが一部のNCBで受入れられない背景を分析調査
- 3) 受入れ拒否・遅延に関わる原因を法的側面・NCB運用・申請者・IECEEルール上の問題に区分化したマトリクス表を作成

4. 継続中または今後の取組み

- 1) "IECEE Feedback Form"を作成し、全NCBに対し拒否・遅延理由を事務局へ返送することをルール化
- 2) 上記情報を定例WGにて分析検討のうえ、解決策をIECEEに提案

WG10:IECEE のルール改訂 (1/2)

1. 発足の背景

IECEEで制定している基本規則、施行規則、ガイド等を必要に応じタイムリーに改訂を行い、利用者にとって使いやすいサービスを提供する。

2. メンバー

Executive Secretary : Pierre de Ruvo
IECEE Officers, NL、US、JP、DE、CA、IT、IS(NCB)

3. これまでのアウトプット

- 1) CMC会議の決定を受けて、適宜IECEE文書、OD文書の改訂を行ってきた。
- 2) IECCEE文書の再構築を完了し、IECEE01 Ed.13、IECEE02 Ed.14、IECEE02-1 Ed.1.0、IECEE02-2 Ed.1.0、IECEE02-3 Ed.1.0を発行。
- 3) OD-2048:2012:Third Party's Utilization of Customer's Facilities (第三者機関の顧客設備利用プログラム)の制定。既存のMTLプログラムは2015年3月で終了し、その後は本プログラムに移行する。
顧客設備を利用した立会い試験をベースとした試験プログラムで、信頼度に応じ、以下の4段階に分類される。
Stage 1⇒ CBTLまたはLTRによる100%の試験を実施
Stage 2⇒ 100%の立会い試験の実施
Stage 3⇒ 各々の試験プログラムの中から、選択した試験の立会い試験の実施
Stage 4⇒ 選択された試験プログラムの中から、選択した試験の立会い試験の実施

WG10:IECEE のルール改訂 (2/2)

4. 継続中または今後の取組み

1) IECEE文書制定手順の明確化

IECEE基本規則、監査等で使用する様式はかなりの頻度で更新されているが、旧文書・様式の使用期限、暫定文書(Provisional)文書の位置付け等明確にする。

2) 各WGが関連するOD文書を対照表として纏めていく。

WG20: 有害物質の試験サービス (HSTS)

1. 発足の背景

欧州に代表される世界のRoHS規制対応に、IECEEのフレームワークの中でどのようなサービスが可能かを産業界を交えて検討する

2. メンバー

US(主査:産業界)、AU、BE、DEx2(NCB+産業界)、JP、NL、US(NCB)

3. これまでのアウトプット

- 1) 法的規制に対応するため、Certificate(証明書)とせず、Statement of Test Result (STR)を発行するサービスを開始
- 2) STRの信頼性・透明性を確保するため、現行CB制度のフレームワークを全面採用
- 3) HSTSプロモーションのため、IEC広報部門と連携してIEC啓発冊子を発行

4. 継続中または今後の取組み

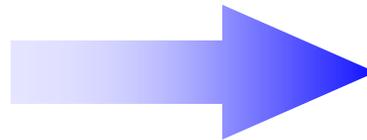
- 1) HSTSを採用するNCBが少ないため、全NCBに対しアンケート調査を実施して改善を図り、採用を促進する
- 2) STRを、欧州RoHS指令のCEマーク要件のひとつとして産業界への浸透を図る

HSTSのフレームワーク

背景

欧州、中国等、各国RoHS規制に対応できる有害物質データの国際的な信頼性を確保し、データの自由流通を可能にする

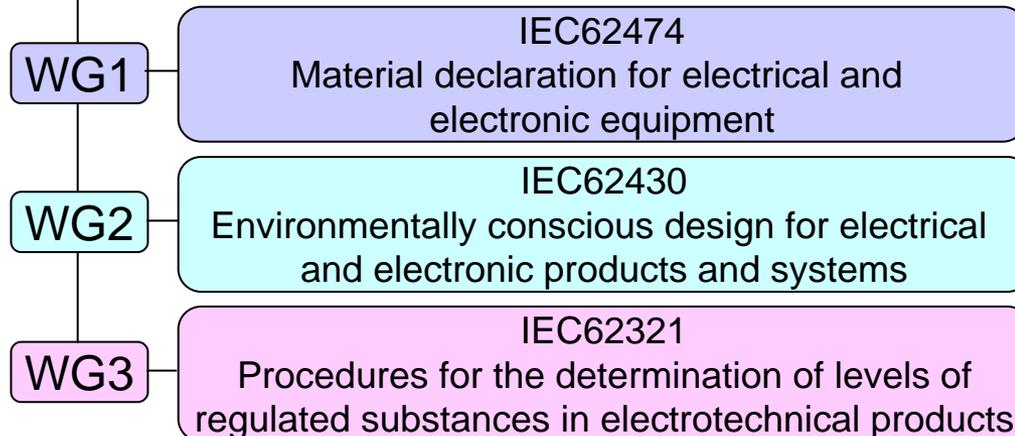
製品・測定法規格
SMB/TC



適合性評価
CAB/IECEE

2009年1月開始

IEC/TC111
Environmental standardization
for electrical and electronic
products and systems



IECEEの基本原則

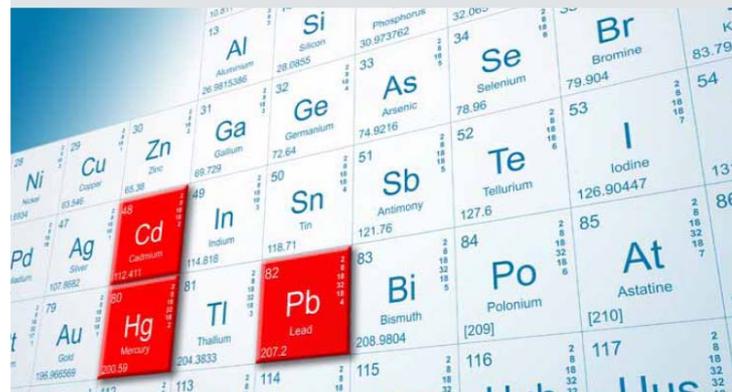
- IEC62321を適用する
- 現行NCB/CBTLでRoHS試験が可能なラボに限定する
- 適合証明(Certificate)ではなく、試験成績書(STR)を発行する
- 部品・組立て品を対象とし、情報をIECEE公式HPに公開する
- 現行CB制度で認められるMTLの資格要件を有効とする

IEC/IECEE発行のHSTS啓発冊子



IECEE REPORTING SERVICE
FOR HAZARDOUS SUBSTANCES:
HELPING YOU PROTECT CORPORATE
REPUTATION AND THE BOTTOM LINE

SYSTEM OF CONFORMITY
ASSESSMENT SCHEMES FOR
ELECTROTECHNICAL EQUIPMENT
AND COMPONENTS (IECEE)



WG23: 偽造・模造対策

1. 発足の背景

NCBが偽造製品に対して認証を与え本物製品の事業者と間で抗争になる、偽造証明書により供給者とのトラブルを生じる等の問題が表面化する中で、可能な対策を検討するようCABより要請あり

2. メンバー

FR(主査:産業界)、CN(産業界)、CZ、DE、GB、JP(産業界)、IT、US(産業界)

3. これまでのアウトプット

- 1) 偽造に伴うNCBの問題事例の収集と分析
- 2) 製品偽造と文書偽造(認証マークを含む)に区分化のうえ、後者に特化した「対応ガイドライン」として編集し、NCBに展開
- 3) CABがIEC広報部門と連携して発行する「IEC偽造対策」冊子の編集をサポート

4. 継続中または今後の取組み

IECレベルではIPR侵害には対応できず、またIECEEにおいては最終責任は証明書を発行するNCBにあり、として当面はWG活動を休止

偽造・模造に対するIEC注意喚起冊子



PIRACY IN ELECTRIC AND ELECTRONIC PRODUCTS

Anti-counterfeiting best practice and strategies



WG24: ルール違反・罰則規定 (1/3)

1. 発足の背景

年々増加しているIECEE/CBスキームのルールに従わない事例に対し、罰則規定も含めた処理手順を作成し、IECEEが一貫して管理をする体制を構築する。

2. メンバー

US(主査:NCB)、US(産業界)、JP, NL、FR、CN、SA(NCB)

3. これまでのアウトプット

IECEE、あるいはNCBの対応に対して、申請者(製造事業者)からの申し立ての処理を明確にした、ルール違反・罰則違反処理手順の改訂版、OD-2033 ed.2.2を発行。

4. 継続中または今後の取組み

WG24では、IECEE事務局に報告される事例に対し、ルール違反(infringement)、苦情(complaints)、及び不適合(non-conformities)を選別のうえ、重要度の重み付けを行い、それに対応する手順を盛り込む。



WG24: ルール違反・罰則規定 (2/3)

5. 2011-2012に事務局から発行された、GNCR(一般的不適合事項)の紹介

- ・NCB“B”(CBTCを受け取る側)がCB証明書を受入れしない例 5件
- ・承認されていない試験所を使用すること。0件
- ・IECEEの非メンバーがIECEEの承諾なしにIECEEを宣伝目的に利用すること。1件
- ・CBTL、SMTLがPTP(Proficiency Testing Program)に参加していないこと。0件
- ・偽CB証明書—非IECEEメンバーが、違法なM1(変更) CB証明書を発行した例 0件
- ・TRFに複数のMTLがリストされている例 0件
- ・ND、認証条件・法的要求事項を宣言していない例 0件
- ・1つCB証明書に関連のない複数のモデルの併記をしている例 0件
- ・CBレポートに併用部品を記載していない例 0件
- ・CBレポートの署名者(IECEEと関連しない、あるいはNCB職員) 0件
- ・CB証明書にパート1規格が併記されていない例 0件
- ・CB証明書の番号付与の誤り 1件



WG24: ルール違反・罰則規定 (3/3)

6. OD-2033 Ed.2.2の概要

Infringementが具体的な事例を含めた、違反の回数による罰則規定を入れた規定。

- ・初回違反: 30日以内に根本原因の追及、是正処置をとる。
- ・第2回目の違反: 違反機関に対し当該認定カテゴリー・規格による IECCE/CB試験業務の停止を通知し、オンサイトアセスメントを実施し適合するまで業務の再開を認めない。
- ・第3回目の違反: IECCE事務局は、違反機関に対し直ちにIECCE/CB試験業務の最低12ヶ月間の業務の停止を通知し、再開は、その後MBからの申請による。

7. OD-2033 Ed.2.2⇒ OD-2033 Ed.3.0の変更

以下の違反事例を追加

- ・同一番号の2通のCB証明書であるが、技術データが異なる場合。
- ・NCBが発行した証明書に対しその情報のバックデータがとれない場合。
- ・CB証明書の参照番号の間違い。

WG25: マーケティング

1. 発足の背景

IECEEが提供するサービスのプロモーションを率先して行う

2. メンバー

NO (主査: NCB)、CZ、IEC、JPx2 (NCB 1、産業界1)、NL

3. これまでの取組み

2011年のCMC決議に基づき常設WGとして発足

4. 継続中または今後の取組み

次の提案がCMC会議当日に提出された。意見提出用に2か月の期間が必要なため、CMCによる承認は、次回CMC会議または投票まで延期

- 1) HSTS、FCS、FSS および E3 のためのサービス開始キャンペーン
- 2) 多目的 “Statement of Conformity” テンプレートの準備
- 3) マーケティングを制限する現行規則 (IECEE 02、条項3.2.3: CB Test Certificates shall not be used in any form of advertising or sales promotion.)を修正し、少なくとも HSTS、FCS、FSS および E3 の新規サービスには適用されない旨を明確にする

1. IECEE CB制度の基本
2. CMCロンドン会議の概要と共通決定事項
3. 傘下委員会・WGの活動概要
4. 質疑応答